

令和7年度高知県任期付職員（医師）採用選考考査実施要領

令和8年2月2日
高 知 県

1 募集（採用予定）人員及び任期等

- (1) 募集人員：1名（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第1号）
- (2) 採用予定日：原則として、令和8年4月1日
- (3) 任 期：採用日から令和9年3月31日まで
ただし、本人同意により最大で採用日から5年まで更新される場合もあります。
（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第4号）の規定に基づく）
- (4) 募集分野：精神保健福祉
- (5) 職 種：医 師

2 受験資格

次の（1）から（3）までのすべての要件を満たす者

- (1) 次のアからウまですべてに該当する者
 - ア 医師の免許を有する者
ただし、医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を終了した者（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により、臨床研修を終了した旨医籍に登録を受けた者とみなされる者を含む。）
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医資格を有する者
 - ウ 管理職などの組織のマネジメント業務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続き

- (1) 受付
令和8年2月2日（月）から同年2月20日（金）までの間、高知県総務部人事課で受け付けま

す。(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による申込みは、封筒の表に『任期付職員応募』と朱書きし、簡易書留扱いで送付してください。

なお、令和8年2月20日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

(2) 申込方法

申込書(別紙1)に医師免許証の写しを添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

4 選考考査実施内容等

選考考査の内容等

方法	内容	面接日等
書類審査及び 口述(面接)試験	申込書等の内容を確認のうえ、 面接を行います。	日時:未定(2月下旬を予定) 場所:未定(高知県庁本庁舎周辺) ※面接の日時・会場については応募 者に別途お知らせします。

5 合格発表の時期

令和8年3月上旬ごろに合格者に直接通知します。

6 任命等

(1) 採用の時期

原則として、令和8年4月1日

ただし、上の採用予定日に入庁が困難な場合は令和9年4月1日までの間で協議のうえ決定します。

(2) 配属先及び業務内容等

精神保健福祉センターに配属され、所長として従事します。なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務に従事することもあります。

(3) 予定する職位、給料表、及び給料月額等

ア 職位 精神保健福祉センター所長(本庁課長相当職)を基本とし、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」等の規定に基づき決定します。

※ただし、管理職などのマネジメント業務の経験が一定期間以上あり、特にすぐれた知識・経験を有する人については、副部長相当職として任用する場合があります。

イ 給料表 医療職給料表(一)

ウ 給料月額等 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」等の規定に基づき、採用前の経歴を考慮して決定します。例示として、6年制大学を卒業後、40年の臨床経験を有する者の場合は月額約82万円程度(地域手当、管理職手当等含む)となります。また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

7 試験成績の開示

(1) 対象者

受験者全員

(2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦14～23.5 cm×横9～12 cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手460円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

8 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話 (088) 823-9163 (直通)

E-mail : 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

(上記メールアドレスは問い合わせ専用です。電子メールでの申込みはできません。)